

## 東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 議事録

日 時：令和2年11月25日（水）13時00分から13時30分まで

場 所：第一庁舎7階大会議室

出席者：

### 【委員】

猪口 正孝 東京都医師会 副会長

濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授

太田 智之 みずほ総合研究所 調査本部 首席エコノミスト・本部長代理

大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長

紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士

### 【東京都】

小池都知事、多羅尾副知事、梶原副知事、中嶋政策企画局長、  
山手総務局長、小林危機管理監、吉村福祉保健局長、初宿健康危機管理担当局長  
村松産業労働局長

### （事務局）

ただいまから新型コロナウイルス感染症対策審議会を開催いたします。審議会の開会にあたり、東京都の小池知事からご挨拶申し上げます。

### （小池知事）

皆様、こんにちは。本日もお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。平素よりの様々なご助言に関しまして、心から感謝申し上げたいと存じます。

まず審議会を開くにあたりまして、最新の状況でございますが、昨日の時点で、重症者が51人、3連休の関係もあったかと思いますが、10名も増えた形です。新規陽性者数が186人、特に重症者数が大幅に増加していること、すなわち、感染拡大にまだ歯止めがかかっていない状況ということを表しているのではないかと推察いたします。月曜日までの3連休におきましても、感染状況は非常に厳しく都として最大限の警戒が必要と考えております。これ以上の感染拡大を、何としても食い止めるために、徹底した対策を講じていかなければなりません。

本日の審議会でございますけれども、こうした状況を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、都が講じるべき対応などにつきまして、専門的な見地から、ぜひ忌憚のないご意見をうかがわせていただければと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

(事務局)

続きまして、猪口会長よりご挨拶賜ります。

(猪口会長)

猪口です。今日は委員の皆様お集まりいただきましてどうもありがとうございます。これまでも審議会では委員の皆様から意見をいただきながら、都は新型コロナウイルスの感染症対策を行って参りました。皆様のご意見はその一助になっていることと思います。本日も活発な意見交換をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、ここでプレスの皆様におかれましてはご退席をよろしくお願いいたします。

～プレス退席～

(事務局)

それでは早速ですが議事に入らせていただきます。以降の進行につきましては、審議会会長である猪口様をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(猪口会長)

それでは会議次第に沿って、議事を進めていきたいと思っております。議事は「営業時間短縮の要請について」、それから「外出自粛の要請について」、「Go To Eatについて」、「もっと楽しもう！Tokyo Tokyoについて」です。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局からご説明いたします。

まず、営業時間の短縮についてでございます。先週のモニタリング会議におきまして、感染状況については新規陽性者数と接触等不明者数が大幅に増加していることなどから、一番上の赤色となりました。また医療提供体制は上から2番目のオレンジ色であります。予断を許さない状況が続いております。重症者の増加は医療提供体制に深刻な負荷をもたらすことから重症者数をいかに抑えていくかが重要と考えており、昨日、重症者数が51人に急増したことも踏まえ、再度、営業時間の短縮要請を行うこととしたいと考えております。対象は効果的な実施を考慮しまして、23区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店とし、営業時間を朝5時から夜10時までの間に短縮を要請いたします。期間については11月28日0時から12月17日24時までの20日間といたします。全面的にご協力いただいた場合は協力金を支給する予定でございます。

次に、都民の皆様に対してですが、これ以上の感染拡大を食い止めるため、できればでき

るだけ外出を控えていただくとともに、外出する場合には感染予防、感染対策を万全にしていただきたいと考えてございます。

次はG o T o E a tキャンペーンについてです。国と協議を行い、11月27日から12月17日までの3週間、食事券の新規発行を一時停止し、すでに発行した食事券やポイントの利用を控える呼びかけを行うよう国に要請してまいります。あわせて食事券の販売や、ポイントを使うことができる期間の延長など、利用者に不利にならないよう特段の措置を要望してまいります。

最後に、「もっとT o k y o」につきましては、営業時間の短縮要請の期間を対象とする旅行の新規の販売を停止いたします。ただしその期間内の旅行にすでに予約している方はその助成をご利用いただけるようにしたいと考えております。

説明は以上です。ご意見につきましてよろしくお願ひいたします。

(猪口会長)

それでは事務局からの、今の説明を参考にしまして、各委員から最近の感染状況や医療現場の状況などを踏まえて、ご発言をお願いしたいと思います。名簿順にご発言をいただきたいと思ひます。最初に太田先生よろしくお願ひいたします。

(太田委員)

太田でございます。

まず、今回の対策を取ることで、都民の方々の行動変容を促すような、アナウンスメント効果が出ればいいというのが私の第一印象です。それぞれの施策についてはいずれも適当だと考えています。そこで今日は、内容というより、今後の経済再開と感染防止の両立に向けて、10月以降のG o T oをはじめとする、需要喚起策と感染状況から得られたというか、私が感じた教訓のようなものをお話させていただきたいと思ひます。

今回の感染拡大局面で、改めて感じたことは、やはり経済的なインセンティブを付与した需要喚起策を実施する場合、単に制限を緩めた時と比べて経済を後押しする力が強い一方で、油断を生みやすいというか、3密回避など本来維持すべき行動変容をキープするのが非常に難しいということです。その理由は明らかで、付与されたインセンティブを利用しないと損、つまり、機会損失だと捉えるからです。人間は、損をすることを嫌う傾向、いわゆる損失回避バイアスというのがあります。損失を回避したいと思うがために、本来遵守すべき感染抑止策の優先順位が劣後してしまうのです。そういった人の特性が、やはり今回のG o T oキャンペーンで明らかになったと思ひます。結果的に感染抑制効果が弱まってしまふということです。実際、新規感染者数の推移をよく見てみると、夏場のピークの後に一旦、新規感染者数は減少しましたが、水準としては200人前後までしか減っていません。つまり完全に収束しきる前に増加に転じ、しかも拡大ペースが極めて急である点が特徴としてあげられます。その要因として思い当たるのは、やはりG o T oトラベルやG o T o

イートといった一連のGoToキャンペーンです。特にGoToEatは開始直後ということで、多くの方がウェブサイトなどを通じてお食事に行かれました。私の周りでもキャンペーンを利用する人が非常に多かったと認識しています。お酒はないかもしれないけれども、会食の場での会話、そういったものが増えた可能性が高いわけで、それが足元の感染拡大の一因であることは疑いようがないと思います。

そうした中、今回の対応で新規感染者数の増加がある程度抑えられると思いますが、ポイントは、これがどこまで下がるかだと思っています。おそらくですが、夏前（第1波）の時に下がりきることはないだろうとみています。審議会委員の先生方もご懸念されていると思いますが、周期的に来年2月か3月に来ると思われる第4波が襲来した場合を想定すると、東京の医療体制はやはり心もとない状況なのかなということ、データ分析を本業とする者からしたら感じている次第です。

そこで今回の教訓から得られる示唆ということで二つ指摘したいと思います。

まず一つ目は、需要喚起策を導入する際は、そのインセンティブに相等しいだけの、つまり相応に効力のある条件を課す必要があるということです。需要を喚起するわけですから、従来のままの対応では、当然感染リスクが高まることは避けられないからです。だからと言って、決して大掛かりなことをやる必要はありません。例えば、インセンティブを利用する際、つまり割引とかポイント加算を適用する際は、接触アプリの導入と接触履歴の提示を前提とするとか、既存のツールを使うだけでも効果はあると思います。要するに入店時のスクリーニングをしっかりとすることです。実際、台湾や中国は接触アプリを活用して、感染拡大抑制しながら経済の再開を進めています。

またお店の立場（お客様との関係）もあって難しいとは思いますが、会食時に大声で話さない、飲食時以外はマスク着用するなどのルールを徹底するため、事前にお客様の同意を義務づけることも一案です。最近、メニューや注文にタブレットを利用するお店が増えていますが、注文の前に会食時のルールを提示し、読んだ上で承認ボタンを押さないとメニューがオーダーできないようにすることで、顧客の同意を得ることができます。多少テクニカルな問題があるかもしれませんが、導入することは可能だと思います。こうしたプロセスを踏むことで、例えば不満を言うお客様がいらっしゃったとしても、あなた同意しましたよね、と主張することができます。お店の立場は確かに弱いですが、かといってルールを無視していいという話にはなりませんので、そうした状況を改善するシステムづくりを次の感染拡大に備えて準備するのが大事なように思いました。

そしてもう一つは、以前から指摘されている通り、感染拡大防止ガイドラインの実効性を高めることが大事ということです。具体的には、行政のコミットメント強化で、例えば先ほど申し上げた、入口でのスクリーニング強化をレインボーマークの条件設定に追加する。それができた事業者は、例えばゴールデンレインボーでもいいのですが、もう一つ格上のレインボーステッカーを作る。そうすることによって、施策の実効性を高めることができるのではないかと考えています。国による罰則規定がない中では過料を課すことは難しいのです

が、罰則規定（違反をしてはならないという基本）をどのように設定し、浸透させるか、そういうことも考えていく必要があるのかなと感じております。以上です。

（猪口会長）

どうもありがとうございます。いつも太田委員には、なるほどなっている意見をいただきまして本当にありがとうございます。続きまして大曲先生によろしく申し上げます。

（大曲委員）

国際センターの大曲です。まずご提案の内容には立場として賛成ということでお示ししておきます。理由であります、私は医療の立場からご説明をしたいと思っております。

いろいろ状況ですけれども、重症者の数は、やはり急峻に増えていると。40人から50人に一気に増えたというところは、非常に危惧しているところです。直線的な増加であって、毎週10ずつ積み上がっていくというのは、これは本当にもう無視できないということと、あともう一つは、先週から今週にかけて現場を見ていて、強く感じていることがあります。複数の医療者からも同じ声が出ているのは、今回は中等症以上の方の入院が非常に目立つと、増えているというところです。これだけ陽性の方がいらっしゃいますので、全ての方が病院に、医療機関で受ける必要はないよということ、都では、いわゆる宿泊療養への誘導を、保健所のご指導をいただいて、非常に整理していただいて、そういう意味では入院してこられる患者さんの重症度は、本当に一様になっているんですね。これは、すごいと思っております。

ただ、これは実は、裏を返すと入院してくる患者さんは、一定程度以上の重症、中等症以上の患者さんなんですね。しかもその数は急に増えていると。この病気は、どの医療機関で受ける必要がありますので、必ずしも感染症専門にしないような医療機関でも同じように平等に、一定程度以上の重症度の患者さんを受けていく。しかもその数が多いというのは、多分これまで経験したことのないこととして、しかもこれが急速に起こっているということが今回の一番の問題、課題かなと思っております。この増え方は、かなりスピードが急峻で、ここ一番自分としては問題だと思っております。今回の課題だとですね。あとはもう太田先生おっしゃいましたけど、もともとのベースラインが高かったんで、増え始めたら早すぎる、というところです。ですので、あまりもう待つ時間がないというのが、現場の状況でございます。

行すべきことは、一つは、昨日も実は厚労省アドバイザリボードがあつて、じつと議論を聞いていたんですが、やはり一つ出てきたのが、医療現場の状況が伝わっていないということではありました。それは一般の社会における、この対策の必要性の納得感をおそらく得られてないだろうというところとして。実は、その何が問題なのかというのは、正直言うと、見えなかったんで、言えなかった。強く言えなかったということが、正直なところあるのですが、その意味で反省しているんですけども、でも大分見えてきましたので、一つはこれを強

く言う必要があるだろうと。ちょっとアラームなメッセージですが、それをしないと多分、対策や納得を変えられないのではないかと考えていますし、実際していただきたいんですね。ですから、そこは強く言っていきたいと思います。本当は、それをやった上で、少し様子を見たいところなのですが、ちょっと今回は、スピードが早すぎてですね。待てないだろうと思います。そういう意味で、今回の対策は、もう打つしかないだろうと私自身も思っております。ただ、その効果に関してのところは太田先生のお話を伺って、なるほどと思いました。私からは以上でございます。

(猪口会長)

ありがとうございます。続きまして、紙子委員、よろしくお願いします。

(紙子委員)

よろしくお願いします。私から3点ほど申し上げます。

まず1点目にこの政策については総論的に賛成でございます。政府の感染症対策分科会の提言を見ても、これまでより強い対策が必要とされており、営業時間の短縮要請等も、強く要請されておりますので、期間を限って、こういった政策をとることが今、必要であろうというふうに考えます。そして、ビジネスでも、私どもの司法の世界でも、裁判所も通常に近く動き始めまして忙しくなっているんですが、最近、リモート会議が可能などころついでいうのを、少し緩んで対面でとか、人と人とを接してというふうな場面がちょっと増えてきているというか、電車などでも混んできたり、移動が少し多くなっているような感じがいたします。ですので、できる業種、できる職種においては、社会経済活動も止めないんだけど、社会の弱者や医療従事者の方への協力として、できるだけテレワークをとということも、また呼びかけていく必要があると考えております。

それからですね、2点目ですが、私どもの弁護士会等では今、経済雇用の方の対策としてですね、自然災害による被災者の債務整理、窮境に陥った債務者の方のためのガイドラインの適用というのが、コロナウイルス禍についても、自然災害として適用が12月1日から始まります。これは個人の方だけなんですけれども、これまで破産するしかなかったような場合に、金融機関の皆さんの合意を得て、特定調停という形で、自宅を例えば失わないでとか、経済生活の再生が見込めるような大きな運用の変更がありました。これの対応、相談や登録支援専門家としての対応の準備を、弁護士会やその他、また今忙しく準備しております。こういった経済、雇用、それから生活保障の対策ということも本当に重要です。

3点目に、弁護士会の方でコロナ禍による差別や不利益な取り扱いを受けた方へ相談を受け付けるということをして一生懸命やっているんですけども、現場にアウトリーチして生活保障の相談なんかを受けるところではたくさんの方が集まってくるんですが、なかなか弁護士として、「差別を受けたり、人権上問題のある事例だと思われる方は匿名でいいのでご相談ください」というふうに、申し上げても、なかなか声が集まらない、かかってこない

という現状があります。ですが他方で、他の病院ですとか、他の直接窓口に当たるようなところでは、差別を受けた、不利益な取り扱い、不合理な取り扱いを受けたという方がクレームを言われているという声はたくさんあるようでございます。考えますとやはり日本の社会の中で、「今、私が感染した」として、「でも不合理な取り扱いを受けた」として、声を上げられる状況にないのだと思います。これほど普通の生活をしていても、皆さん注意をしていても、感染がなかなか避けられないという状況の中で、私たちはやはり、他人事ではなく、その特定の場や特定の状況にいた人が何か悪いのではなく、社会全体として、国も自治体も市民も協力して、自分にできることをし、できる対策を取り、できるところを我慢し、他人の感染予防のために、自分が責任を負っている社会の一員なんだという意識で、協力し合っていきたいと。精神的なこと、具体策に結びつかない様ではございますが、日本の民主主義社会のこの制度、今こういう法制度とかの中で、私たちが今できることはまだあるのではないかと。国も自治体も市民もできることを協力し合っということを今一度、思っております。以上です。

(猪口会長)

どうもありがとうございました。続きまして濱田委員、よろしく申し上げます。

(濱田委員)

東京医大病院の濱田でございます。私の方から2点でございますが、一つは、本来のこの審議会で審議する内容につきまして、私はもちろん、これは進めていただくのがよろしいというふうに思っております。その理由と申しますのは、新規の感染者数が増えているということ。それから医療が逼迫しつつある。こういった点に尽きると思います。新規感染者数につきましては、うちの病院でも感染者、入院患者が増えております。あと、今うちの教室からホテル療養に医師を派遣していますが、やはり日増しに業務量が増えてきている。すなわち、ホテル療養に入る方々が増えているということの意味しているわけでございまして、こういう状況下で、東京都としての今回の対策を進めていただくことは、ぜひ必要ではないかと思っております。

もう1点なんです、これは、都というか国になってしまうのかもしれないんですけど、今回の流行をもう少し中長期的な視点で見なければいけないのではないのかと。今回の第3波というものを考えていった場合に、第1波、第2波のように、1ヶ月ちょっとで終わるものではないというふうに私は考えております。というのは、気候の面もございまして。これからどんどん寒くなっていく。それから、人の移動も年末年始で激しくなってくる。そうした点から、ピークというものが1月ぐらいに来るのではないかという意見があり、私もそのように考えております。今回、この20日間の時短営業をした場合も、ある程度は感染者数が下がっても、そのまま第2波の後どころではなく、今ぐらいのレベルが続く可能性もある。そのまま、ずっと春まで続いた場合に、私は非常に危惧しているのが、財政

的な面が大丈夫なのかと。また再びこの時短営業というものを、やっていかなければいけない可能性もございます。そのあたりも考えた長期的とは言わないんですけど、せめて来年の春ぐらいまでは、考えた対応をとっていただきたいと思っております。何があるかということなんですが、あまりお金のかからない方法での対応というの、あるかもしれません。それは知事の方からいろいろ、啓発的な言葉を発していただいたことも大事だと思います。また、飛躍し過ぎてるのかもしれませんが、1930年代に、アメリカの大恐慌の後、フランクリンルーズベルト大統領が、ニューディール政策というのを立ち上げました。あれは政策を補償から雇用へ転換したわけなんですけど、ああいった大胆な転換、先ほど紙子先生も、雇用というものを言われましたけど、そういうふうな政策面での転換。これは国がやるのか、都がやるのかもあると思いますが、せめて東京は、国に匹敵するぐらいの規模がある自治体なので、そういったこともお考えいただきたい。中長期的な対策をぜひ進めていただきたいと思っております。

(猪口会長)

どうもありがとうございました。各委員のご発言がございましたが、それに対して委員から何か追加のコメントだとか、ございますでしょうか。よろしいですか。

私もですね、少しだけ述べさせていただきますと、大曲先生と一緒にモニタリング会議をやっております。言葉の上で、こうした状況だ、こういう状況だ、という話や情報を非常に細かく毎週出しているわけですが、それに対する反応が非常に弱いという印象を持っています。それは6月、7月の第2波の時に投げかけていった時と比べて、今は実に反応していない。厳しい言葉に変えても、反応がないという印象を持っておりまして、そろそろ別の方法を取らなくてはいけないだろうというタイミングでございました。急激に増加しているこのタイミングに、こうした施策が行われないと、多分、先ほど太田先生からもありましたけれども、GoToキャンペーンのようなインセンティブを作られているものに対しては、なかなか言葉では聞きづらいんだって話がございましたが、なるほどと思うような状況で、何か変わる施策が必要なんだろうなというふうに感じている頃合いでございましたので、私もですね、今回のこのいくつかの施策に関しては賛成でございます。いいタイミングではないかなと、本当に思います。

ということで一応私も含めまして5人の委員からの意見では、それぞれ賛成ということを最初に冒頭に述べていただいてコメントいただいたと思っておりますので、委員の先生方、このそれぞれの施策に関しては賛成ということでよろしいでございましょうか。

(一同頷く)

審議会の意見といたしましては、本日の議事について適当であるということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。では、本日の議題は以上でありますので進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様方、ありがとうございました。最後に知事から一言よろしく願いいたします。

(小池知事)

いろいろな観点からご示唆をいただきまして、本当にありがとうございます。昨日の10人、急に重症者が増えたというのは、大変ショックでありました。曜日の関係もあったとはいえ、これまでの陽性者の方々の、そのあと病院なのかどうなのかというフローが、かなりしっかりしてきた関係で、本当に必要な人が病院に入るようになったということでもあると思います。療養施設の方も増えてきていて、現場が忙しくなっていると。少なくとも、この東京都は、三つの最優先すべきこととして、死者を出さない、重症者をできるだけ出さない、医療提供体制を崩壊させない。この三つを基本的にやってきているわけで、いろいろ国とのやりとり等々ございますけれども、東京都として都民の命を守り、そして、今申し上げた最優先の項目を守っていくということを、まずは徹していきたいと思います。その上で、お話がありましたように、これからどうなるんだと。この20日間をやっても、その後どうなのかという不安。まずはここで頑張りましょうと申し上げるんですけど、確かにその長期的な見通しというのは、なかなかつけにくい中において、かつ水際がどんどん開いていくという話もありまして、これらについてですね、より戦略的な発信、それから対策が必要なんだと思っております。紙子先生からも重要な情報提供ありがとうございます。具体的にどういう形が可能なのか。そういったことが、命を守るところに繋がってくるかと思っております。本当にありがとうございます。

そしてまた、今後の取組、課題につきましては、今日のご意見をしっかりと受けとめながら、総合的に判断をしてまいりたいと思っております。引き続きの難局に対しまして、皆様方からお力添えをいただき、ストレートな、また、必要なお助言賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。これにて新型コロナウイルス感染症対策審議会を閉会いたします。